



～Topics～

～法改正情報～ 令和3年1月1日より施行！！

『子の看護休暇・介護休暇』が 時間単位で取得できるようになります！！

子の看護休暇と介護休暇が、来年1月1日より改訂・施行されることになっています。

子の看護休暇の取得は、未就学児（6歳まで）の子供を抱える従業員の権利です。申請があれば、速やかに対応できるよう、人事担当者はきちんと把握しておく必要があるので注意しておきましょう！

この法定休暇である子の看護休暇および介護休暇ですが、法施行当初は、取得単位が1日単位（年間5日まで）でスタートしました。その後、平成29年1月の改正で、半日単位に改正されてます。そして遂に、来年1月より時間単位での取得が可能となります。

実務的には、就業規則の条文を今一度確認をして頂き、必要な改定を進めていく必要がありますので、参考に厚労省の規定例を記載しますので、改訂の参考にしてください。

就業規則の規定例（子の看護休暇の場合） ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）



12

 November2020

～Schedule～

- ☆ ～12/31
11月分の社会保険料納付
- ☆ ～12/10
11月分の源泉徴収税額・住民税額の納付
- ☆ **年末調整の実施**
今年の年末調整から『所得金額控除申告書』が新設されています。年収850万円を超える従業員がいる担当者はご確認を！



～Information～

(株)リーガルネットワークスにて、
勤怠管理システム AKASHI 専用サイトを立ち上げました！



<http://www.legalnetworks.net/>

こちらも宜しくお祈りします！

〒160-0022

東京都新宿区新宿 1-34-13 第1貝塚ビル 302号

TEL: 03-6709-8919 HP: <http://www.kintaiakanrikenkyujo.jp/>

編集担当: 會田 編集責任者: 勝山



Legal Networks
CORPORATION